

# 帯広しんきん教育ローン

令和元年 10 月 1 日現在

1. 商 品 名	帯広しんきん教育ローン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方</li> <li>・ 満 20 歳以上の個人の方</li> <li>・ 本人または就学者の親権者・扶養親族の方</li> <li>・ 安定継続した収入のある方</li> <li>・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方</li> </ul>
3. ご融資資金の用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込人本人ならびに申込人の子弟・被扶養親族が就学する場合に必要な次の費用               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 就学する学校（教育施設）等への 1 年分の納付金</li> <li>(2) 就学に伴ってかかる 1 年分の付帯費用 教材代、引越費用、下宿費用、交通費等</li> <li>(3) 教育関連資金借入の借換資金</li> </ul> </li> <li>(注) 学校等とは、国内・海外を問わず学校（教育施設）と呼称されるもので、大学院（法科大学院含む）、大学、短期大学、専修学校、各種学校（予備校・専門学校含む）、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等をいいます。</li> </ul>
4. ご 融 資 金 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 万円以上 1,000 万円以内（単位は 1 万円きざみ）</li> <li>ただし、就学に伴ってかかる付帯費用については、100 万円以内とします</li> </ul>
5. ご 融 資 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 カ月以上 16 年以内</li> </ul>
6. ご 融 資 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般社団法人しんきん保証基金の他の保証ローンと合算し、一般社団法人しんきん保証基金が定める保証限度額を超えない範囲</li> </ul>
7. ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変動金利（付利単位 1 円）</li> <li>・ ご融資利率は当金庫が定める短期プライムレートを基準として決定いたします</li> <li>なお、ご融資利率は金融情勢などに応じて変動します</li> <li>・ ご融資後は当金庫の短期プライムレートの改定日後最初に到来する利払日の翌日から適用します</li> </ul>
8. ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元金均等払または元利均等払</li> <li>・ ボーナス時増額弁済併用可能です（ただし増額は融資額の 50%以内）</li> <li>・ 元金の措置可能な期間は卒業予定月までとします</li> </ul>
9. 保 証 人 及 び 担 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません</li> <li>・ 保証料はご融資利率の中に含まれています</li> </ul>
10. 手 数 料 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条件変更（割賦金見直しまたは期間延長のともなうもの）を行う場合は、条件変更手数料 11,000 円（消費税込）が必要です</li> </ul>

## 帯 広 信 用 金 庫

## 帯広しんきん教育ローン

11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」(9時～17時、電話：0800-800-3345)にお申し出ください</li> <li>・ 紛争解決措置 札幌弁護士会(電話：011-251-7730)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください          なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です          また、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください</li> </ul>
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在のご融資利率に関しては、当金庫本支店窓口でお問い合わせください</li> <li>・ 返済試算表をご希望の方は、当金庫本支店窓口でお問い合わせください          お客さまが申し出た条件での返済額を試算いたします</li> </ul>

◎くわしくは窓口にお問い合わせください。